

**モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を  
実施する者の公募についての公示**

令和5年5月1日  
国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者を公募するものです。令和5年4月27日より提案の募集を開始した空き家対策モデル事業による補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業

(2) 事業目的

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから約7年が経過し、著しく保安上危険又は衛生上有害等である特定空家等の除却等の取組も進展してきたが、今後の人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらなる空き家の増加が見込まれることから、対策の強化が求められている。

国土交通省の社会資本整備審議会住宅宅地分科会の下に設置された空き家対策小委員会が令和5年2月7日にとりまとめた「今後の空き家対策のあり方について」においては、空き家の発生抑制、活用促進、適切な管理・除却の推進等の観点から、今後取り組むべき空き家対策について提言がなされている。特に、空き家の活用促進の観点からは、一定のエリアでの重点的活用を促進する仕組みを設けることに言及されている。

これを踏まえ、政府では、法制度上の充実を図る観点から、令和5年3月3日に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定したところであり、空き家の活用拡大を図るため、市区町村が空き家の建替え等を促進する空家等活用促進区域等を定めることができることとする措置等が盛り込まれている。

本事業は、このような一定のエリアにおける空き家の活用の取組を促進する観点から、空き家の重点的・効果的な活用を面的に図る方策を策定するための汎用性のある手法（以下、「活用手法」という。）を構築するために必要な調査を行う者に対し補助を行うことにより、事業の円滑な実施を図るとともに、その成果を広く公表し、市区町村による空き家対策の推進に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

- 空き家が集積する一定のエリアにおける空き家の重点的・効果的な活用方策に関する調査事業

空き家が集積し、課題となっている一定のエリア（中心市街地、住宅団地、観光地等）を対象として、空き家の現状把握・分析（数や分布、発生原因、地域への影響、都市計画・建築規制の状況等）、将来推計、課題の抽出を市区町村が行う際に有効な方法を、関係者の意見も踏まえて整理することにより、空き家の活用手法を構築するために必要な調査を行う事業。

#### （４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和５年５月中旬～令和６年３月２５日

#### （５）想定スケジュール及び国土交通省との調整等

- 本事業による成果である空き家の活用手法については、市区町村が令和５年中に活用可能とすることを想定している。
- このため、空き家の活用手法の原案を令和５年８月下旬までにとりまとめ、当該原案をもとに、関係者との調整を経て、最終案を令和５年１０月下旬を目途にとりまとめること。
- 空き家の活用手法の検討にあたっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分にかつ密に調整すること。

## ２．応募者の要件

次の（１）から（４）までの全てを満たす者。

### （１）公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

### （２）本事業を適確に遂行する技術能力に関する要件

- ・地域の人口、世帯、建築や不動産の動向、経済活動などの現状等に関する調査・分析に係る専門的知見並びに建築基準法や都市計画法等の規制の内容及び建築物及び土地に関する面的な整備事業に関する知見を有しており、本事業を的確に遂行する能力を有すること。

### （３）守秘性に関する要件

- ・本事業の実施に当たって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

### （４）経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、適確な管理体制及び処理能力を有すること。

## ３．提案の手続等

### （１）担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 今田

電話 03-5253-8111 (内線39357)

電子メール [imada-t2y4@mlit.go.jp](mailto:imada-t2y4@mlit.go.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和5年5月1日(月)から令和5年5月17日(水)まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和5年5月17日(水)18時00分まで

②提出先 上記担当部局

③方法

○郵送の場合

上記担当部局にて3部郵送する。(書留郵便に限る。)

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請) 空き家対策モデル事業(空き家対策総合支援事業)に関する調査事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Microsoft Word 2016」 「Microsoft Excel 2016」 「Just System 一太郎11」

「Adobe acrobat Reader DC」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

空き家対策モデル事業(空き家対策総合支援事業)に関する調査事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請

求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。